

経済的相談

授業料免除・徴収猶予

授業料免除・徴収猶予

経済的理由により、授業料の納入が著しく困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者に対し、半期ごとに選考の上、授業料の全額または一部を減免、あるいは授業料の徴収を猶予する制度です。

■ 申請資格

本学学部生は、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の給付対象となる者。大学院生は、経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者。

※原則として、標準修業年限を超過している者は免除の対象となりません。

ただし、特別な事由があると認められる者を除きます。

■ 申請要項の公表および申請期間

申請要項の公表	前期	2月上旬
	後期	8月上旬
申請期間	前期	3月1日～3月31日（土日祝日を除く） (徴収猶予については4月上旬まで申請可能)
	後期	9月1日～9月30日（土日祝日を除く） (徴収猶予については10月上旬まで申請可能)

※授業料納入済の方は免除および徴収猶予の対象となります。

※申請書類はウェブサイトからダウンロードしてください。

■ 結果発表について

結果発表	前期	6月中旬頃
	後期	12月中旬頃

授業料免除・徴収猶予に関するお問い合わせ

☞ 学生・キャリア支援課
授業料免除等担当



学生センター棟 2階



03-5978-2646



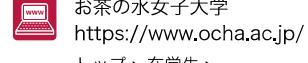
03-5978-5894



月～金 8:30～17:00



gakusei@cc.ocha.ac.jp



お茶の水女子大学
<https://www.ocha.ac.jp/>

トップ > 在学生 >

奨学金制度・授業料免除・授業料について

授業料免除・徴収猶予